

件名	愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 改正理由</p> <p>県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症のまん延防止の観点から委員会を開催する場所へ参集しないことが適当な場合又は大規模災害の発生その他やむを得ない事由により委員会を開催する場所へ参集することが困難な場合に、オンラインの方法によって委員を委員会に参加させることができるようにするための改正を行う。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(1) 委員長は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症のまん延防止の観点から委員会を開催する場所へ参集しないことが適当な委員があると認める場合又は大規模災害の発生その他やむを得ない事由により委員会を開催する場所へ参集することが困難な委員があると認める場合は、オンラインの方法によって、当該委員を委員会を開催する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>(2) オンラインの方法によって委員会に参加した委員は、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>(3) オンラインの方法によって参加する委員がある場合における委員会の運営に関するその他所要の規定の整備を行う。</p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	